

## 静岡県告示第440号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月23日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(2)のイの表スルガ銀行株式会社本店の項所属の公金収納店の欄中「スルガ銀行長泉支店ウェルディ長泉出張所」を削る。

2の(2)のエの表スルガ銀行株式会社長泉支店ウェルディ長泉出張所の項を削る。

2の(3)のエの表浜松磐田信用金庫佐久間支店の項所在地の欄中「浦川2820番地の17」を「佐久間429番地の1」に改める。

### 附 則

この告示は、令和3年4月26日から施行する。